令和4年度

食品衛生検査所業務年報

神戸市健康局

健康局保健所食品衛生検査所 令和5年11月

目 次

I 食品衛生検査所の概要	
1 沿革及び主要関係事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1 · 3 · 4 · 4 · 5
Ⅱ 令和4年度 食品衛生検査所の事業結果	
1 事業計画および主要事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
2 監視指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
3 収去検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
4 衛生教育及び自主管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
5 視察及び見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
6 令和4年度事業結果関係諸表	
【表 1】 令和4年度事業計画一覧表・・・・・・・・・・・・・・	13
【表 2】 令和4年度収去計画一覧表・・・・・・・・・・・・・・	1 4
【表 3】 市場内食品衛生関係施設数及び監視指導件数・・・・・・・	1 5
【表 4】 違反食品等の流通調査・措置一覧表・・・・・・・・・・	16
【表 5】 監視指導票交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
【表 6】 検査品目・項目別検査件数・・・・・・・・・・・・・	18
【表 7】 輸入食品の検査品目・項目別検査結果・・・・・・・・・・	20
【表 8】 生食用鮮魚介類の細菌検査結果(場外加工品)・・・・・・	2 1
【表 9】 鮮魚切り身等の細菌検査結果(場内加工品)・・・・・・・	2 2
【表10】生食用かきの細菌検査結果・・・・・・・・・・・・・・	23
【表11】魚介類の抗菌性物質検査結果・・・・・・・・・・・・・	24
	24
	2 5
	26
【表15】湯煮品の細菌検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	
【表16】野菜類の残留農薬検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
【表18】農薬の検査項目一覧及び検出された農薬一覧・・・・・・・	
【表19】果実類の防ばい剤検査結果・・・・・・・・・・・・・・・	
【表20】「食品衛生の日」実施結果・・・・・・・・・・・・・・	3 5

食品衛生検査所の概要

1 沿革及び主要関係事項

- 昭和7年 神戸市中央卸売市場業務開始
- 昭和23年 終戦後米軍の衛生管理下にあって、兵庫県の食品衛生監視員2名が駐在する。
- 昭和25年 兵庫県より神戸市への一部権限委譲に伴い、市職員により中央卸売市場衛生監視員詰所 として引き継ぐ(4月1日)。
- 昭和29年 原爆マグロ事件によるマグロの放射能測定業務のため強化されたが、その終息とともに 消滅する。
- 昭和35年 ゲルトネル食中毒事件の多発に伴い、恒久的な性格を有し、食品等の監視指導ならびに 試験検査を実施するため、衛生局環境衛生課の出先として、中央卸売市場食品衛生検 査室が設置される(48 ㎡)。
- 昭和37年 卸売場階にあった施設が特設A棟2階へ移転(77.5 ㎡)。
- 昭和39年 検査室拡張される(180㎡)。
- 昭和44年 機構改革により「神戸市食品衛生検査所」として3類事業所となる(5月1日)。 また、東部市場の開設に伴い、東部分室を設置する(11月11日:66 m²)。
- 昭和45年 食品衛生検査車「あじさい1号」の誕生により、その検査を実施する。
- 昭和47年 機構改革により2類事業所となり(4月1日)、本場に中央検査係、東部市場に東部検 査係をおく。検査車も検査所所属となる。 PCBによる環境汚染問題が表面化し、魚介類のPCB検査に着手する。
- 昭和48年 第3水俣病の報道に伴い、魚介類の水銀検査に着手する。また、業務量の増大に伴って い、中央・東部とも拡張する(中央247 ㎡、東部198 ㎡)。
- 昭和49年 機構改革により、検査車は公衆衛生課所属となる。
- 昭和50年 AF-2の禁止に伴い、細菌検査の充実を図るため、中央・東部とも細菌検査室の改修 を行う。魚介類の重金属検査に着手する。
- 昭和52年 東部検査係長事務取扱いとして、衛生局主幹配置される。有田コレラ事件発生。
- 昭和53年 北海道産の一部のホタテ貝に高濃度の麻痺性貝毒が検出される。
- 昭和54年 ホタテ貝の出荷自主規制が行われる。(中腸腺を除去したホタテ貝が流通する)
- 昭和55年 タイ国産の輸入冷凍エビからコレラ菌が検出される。
- 昭和56年 東部検査係の施設を拡張整備する(231 ㎡)。
- 昭和57年 BHAのラットに対する発がん性が問題となる。抗菌性物質の検査に着手する。
- 昭和58年 本場新卸売場棟完成に伴い、中央検査係の施設を同2階へ移転拡張する(10月11日: 485 m²)。
- 昭和59年 生食用魚介類の重点的検査に着手する。からしれんこんによるボツリヌス集団中毒発生。
- 昭和60年 TBTO(ビストリブチルスズオキシド)検査に着手する。
- 昭和61年 ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故発生する。
- 昭和63年 東部検査係の施設を拡張整備する(330 m)。
- 平成 元年 放射能測定器を設置し、食品の放射能検査に着手する。
- 平成3年 三河湾産アサリの一部から規制値を超えた麻痺性貝毒が検出される。 食品添加物の表示方法が全面改正される。
- 平成4年 農薬残留基準の大幅改正にともない検査を強化する。
- 平成6年 食品の日付表示制度が製造年月日より期限日表示に改正される。
- 平成7年 1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震(マグニチュード7.3、最大震度7) により甚大な被害を受ける。これを教訓にして独自の「防災マニュアル」を策定する。 避難者に支給される弁当による食中毒の発生を防止するため、支給が続いた8月中旬ま で、これらの細菌検査を重点的に実施する。
- 平成8年 組織改正により衛生局が保健福祉局となり、保健福祉局健康部食品衛生検査所となる。

腸管出血性大腸菌 0157 による食中毒が全国的に発生したため、市場衛生対策を実施するとともに、0157 検査機器を整備し検査を開始する。

- 平成 9 年 窒素系農薬 11 項目を追加し、残留農薬検査を強化する。
- 平成10年 醤油漬けいくらを原因とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生する。
- 平成11年 腸炎ビブリオ (03:K6) を原因とする食中毒が多発し、汚染実態調査など腸炎ビブリオ 対策を強化する。
- 平成12年 乳製品を原因とする大規模な黄色ブドウ球菌エンテロトキシン食中毒が発生する。
- 平成13年 生食用鮮魚介類に腸炎ビブリオ等の規格基準が設定されたことを受け、監視指導および 収去検査を強化する。
- 平成14年 中国産青果物の相次ぐ残留農薬基準違反、国内における無登録農薬の使用などにより、 青果物の残留農薬検査を強化する。
- 平成15年 マグロ低温せり売り場の新設工事が実施される(本場、16年5月供用開始)。
- 平成 16 年 残留農薬等のポジティブリスト制度の施行を控え、検査対象農薬の拡充についての検討を 開始する。
- 平成 18 年 組織改正により、2 係体制が廃止される。これに伴い、東部市場内の事務所の床面積を 3/5 に縮小させ 198 ㎡とする。 残留農薬等のポジティブリスト制度が施行され、検査対象農薬を拡充する。
- ノロウイルス感染症が多発し、生かきの取扱量が激減する。 平成19年 組織改正により、保健福祉局健康部と保健所の両方に属することになり、事務分掌規則が
- 改正される。 平成 20 年 神戸市中央卸売場本場の新加工場が完成。 中国産冷凍餃子による農薬健康被害事件、中国産冷凍ウナギ蒲焼の産地偽装事件が起きる。 非食用の事故米穀が不正規流通する事件が発生する。
- 平成21年 新型インフルエンザの流行に伴い、危機管理対策を実施した。
- 平成22年 4月に宮崎県で口蹄疫が発生し、大量の家畜が殺処分される。
- 平成23年 3月に発生した東北地方太平洋沖地震(マグニチュード9)の影響で、福島原子力発電所の メルトダウン事故が発生し大量の放射性物質が環境中に放出され、食品への汚染を引き起 こした。まず生食用食肉について規格基準と表示基準が定められ、続いて牛乳、食品一般に ついても規格基準が定められた。
 - 0157対策の一環として牛肉の生食規制が強化された。
- 平成24年 前年から始まった食品中の放射性物質検査が全国の検査機関で継続されることとなった。 クドアに関する検査法や対応が定められ、クドア等の寄生虫が食中毒病因物質に追加された。
- 平成25年 新しい神戸市生活衛生システムが導入され、監視・検査データの一元的管理化が図られた。
- 平成26年 食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針が改正され段階的なHACCP導入が図られた。
- 平成27年 4月1日に食品表示法が施行された。6月12日に生食用豚肉の提供が禁止された。
- 平成28年 愛知県で1月に廃棄食品が横流しされ市場に流通する事件が発生した。
 - 10 月に質量分析器付ガスクロマトグラフ測定装置をより高感度なタンデム型の装置に更新した。
 - 10月27日に過酸化水素の規格基準が一部改正され、「釜揚げしらす」及び「しらす干し」に対する使用基準が新たに設定された。
- 平成29年 刻み海苔を原因とした大規模ノロウイルス食中毒事件が和歌山県、東京都の学校等で発生した。

アニサキスを原因とする一部食中毒事例がマスコミ等で取り上げられ、中央卸売市場における鮮魚の流通にも影響が生じた。

平成29年9月1日に新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第43号)が公布・施行され、全ての加工食品の原材料の産地又は製造地の表示が義務づけられた。

- 平成30年 食をとりまく環境変化や国際化などに対応するため食品衛生法が大幅改正され、HACCPに沿った衛生管理の制度化、国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設などが定められた。
- 令和2年 組織改正により保健福祉局が健康局となり、健康局保健所食品衛生検査所となる。 新型コロナウイルスの世界的な流行により4月7日 兵庫県を含む7都府県が新型コロナウ イルス感染症緊急事態宣言実施区域に指定された。この後、感染は拡大と収束を繰り返す。 感染予防対策としてマスクの着用、手洗いの徹底、飲食店の営業自粛等があり、この年の食 中毒発生件数も減少した。

2 業務内容

- (1) 監 視 業 務
 - (イ) 早朝監視

午前3時30分より午前8時まで、鮮魚介類・塩干物・青果物の各せり売場、仲卸店舗、加工場、及び関連店舗等において食品の取扱い等に係る総合的監視を行うとともに、食品の収去及び現場検査を実施している。

(口) 平常監視

午前8時45分以降は、上記施設以外に飲食店、喫茶店、集団給食施設等も対象施設として、 定期的に重点監視指導及び収去検査を実施している。

- (2) 試験検査業務
 - (イ) 収 去 検 査

収去した食品の細菌検査、食品添加物・汚染物質・残留農薬・抗菌剤等の理化学検査 及び毒性検査を実施し、その結果に基づき行政指導を行っている。

(口) 依頼検査

衛生監視事務所(保健所)から依頼を受けた指導検査を実施している。

(ハ) 調 査 研 究

行政上必要な資料を得るための実態調査及び技術研鑽のための調査研究を行っている。

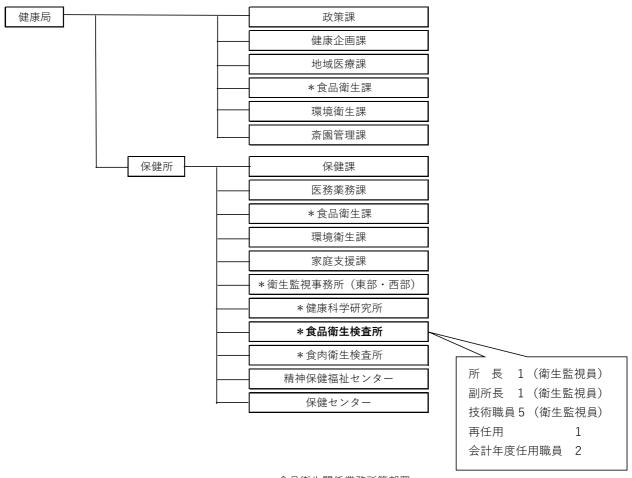
(3) 衛生教育

市場内の営業者及び従業員に対し、衛生意識の高揚と衛生水準の向上を図るための衛生教育を実施するとともに、法改正等に伴う講習会を実施している。

(4) 見学・その他

市内小学校、婦人会、消費者学級、及び生産地からの視察団体などの見学や研修を受け入れている。

3 組織及び人員配置(令和4年度)



*食品衛生関係業務所管部署

4 予算(令和4年度)

(単位 千円)

費目	経常予算	GLP関連予算
需用費	3,578	2,367
(1)医薬材料費	2,149	544
(2)修繕費	204	1.823
(3) その他	1,225	-
役務費	1,143	289
(1)一般役務費	612	289
(2)その他役務費	531	-
使用料及び賃貸料	15,218	-
(1) 家屋借上料	12,027	-
(2)自動車借上料	0	-
(3)一般使用料	3,191	-
備品購入費	1,290	_

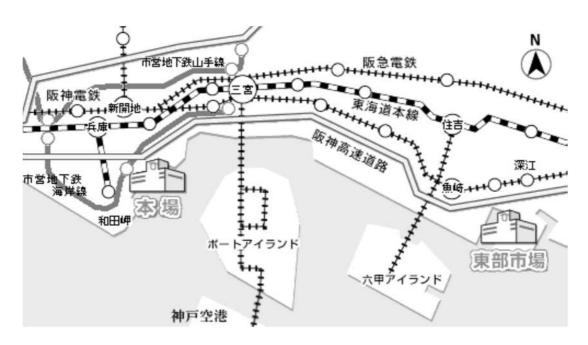
5 主 要 備 品

(令和5年3月末現在)

主 要 備 品 名	本場内	東部市場内
FPD、FID付ガスクロマトグラフ	1	_
ECD付ガスクロマトグラフ	2	_
ガスクロマトグラフ用 水 素 発 生 装 置	2	_
ガスクロマトグラフ質量分析計(タンデム型)	1	_
高速液体クロマトグラフ	2	_
水銀濃度計	1	_
可視紫外分光光度計	1	_
高感度微量過酸化水素分析計	1	_
サーマルサイクラー	1	
シンチレーションサーベイメータ	1	_
オートクレーブ	3	_
乾 熱 滅 菌 器	1	_
ストマッカー	1	_
インキュベーター	5	_
顕微鏡	2	_
電子天秤	7	2
中心温度計・反射型温度計	3	2
р Н メ ー タ ー	1	_
遠 心 分 離 器	2	_
ロータリーエバポレーター	4	_
振 と う 機	2	_
ホモジナイザー	4	_
乾燥機	2	_
冷蔵庫	8	1
冷凍庫	6	1
恒 温 水 槽	3	_
超音波洗浄器	5	_

6 神戸市中央卸売市場 (本場および東部市場)の概要並びに食品衛生検査所の位置と 平面図

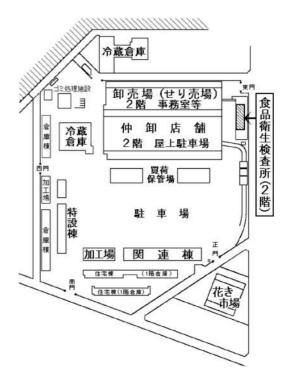
(1) 神戸市中央卸売市場 (本場および東部市場)の位置



(2) 本場施設配置図

兵 庫 運 河 卍 (寺院) 関連章棟 □ 〒 □ [関連棟(中央棟)] | 関連棟(北棟) 屋根付買出人駐車場 屋上駐車場 食品衛生 青果仲卸 水産仲卸 検査所(2階) 低温卸売場 加 物流 センター 場 保冷倉庫 (階上駐車場)

(3) 東部市場配置図



(3)神戸市中央卸売市場主要施設面積(本場および東部市場) 令和4年4月1日現在

市場別		
	本場	東部市場
区分	単位: m²	単位: m²
敷 地 面 積	104, 451	117, 437
建物延面積	146, 225	78, 206
卸売場	16, 820	10, 296
中 卸 売 場	16, 089	8, 467
買荷保管所兼積込所	11, 208	1, 944
駐車場(うち建物部分)	56, 883 (53, 233)	31, 685 (11, 650)
倉庫	5, 835	5, 163
冷 蔵 庫	16, 760	8, 933
管 理 事 務 所	1, 437	264
関係業者事務所	12, 209	4, 904
農水産物加工場	5, 722	2, 149
関連商品売場	4, 558	3, 461

(4) 関係業者数

令和4年4月1日現在

				_						,						
		市場	易 別			本	場	計			東	<u> </u>	部	市	場	
\	\ _	区	分	青泉	果部	水産	物部	そ		青月	と おりま とうしゅ とうしゅ とうしゅ とうしゅ とうしゅ しゅうしゅ とうしゅ という しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	水産	[物部		そ	
¥	羊 種	別		野菜	果実	生鮮水産物	加工水産物	の他関連事業者	<u></u>	野菜	果実	生鮮水産物	加工水産物	花き部	の他関連事業者	計
卸	売	業	者		1		3	_	4	-	1		2	1	_	4
仲	卸	業	者	23	12	18	9	_	62	19	10	12	8	3		52
売	買	参加	了者	1	4	į	5		19	4	4		0	352	1	356
関	連	事 業	き 者	_	_	_	_	39	39	_	_	_	_	_	37	37

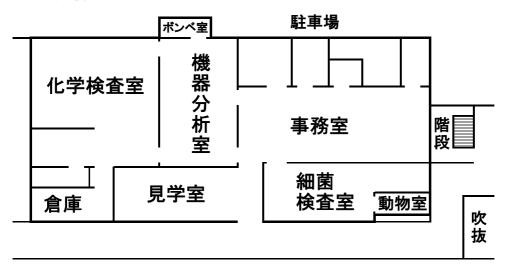
(5) 部門別取扱高(令和4年1月~令和4年12月)

上段:数量 トン 下段:金額 百万円

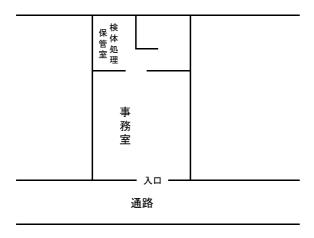
部門	青	果	物		水	医 物			
市場別	野菜	果	ሔ	鮮魚	冷凍	加 工	111111111111111111111111111111111111111	合計	花き
本場	70, 067 17, 155	20, 663 9, 537	-	8, 839 12, 945		-	-	118, 690 64, 416	
東部市場	22, 483 5, 310	1	30, 010 8, 728	2, 153 2, 698		· ·	6, 405 6, 546	36, 416 15, 273	- 3, 073

(6) 食品衛生検査所平面図

本場 (面積:480 m²)



東部市場(面積:66㎡)



Ⅱ. 令和4年度 食品衛生検査所の事業結果

1. 事業計画および主要事業の概要

中央卸売市場を流通する食品や、市場内で製造・加工される食品の安全・衛生を確保し、食の安心を供給するため、①食中毒予防対策 ②食品中の残留物質対策 ③食品添加物対策 ④食品中の環境汚染物質対策を基本柱とし、加えて輸入食品の安全確保や有毒魚介類の流通防止などの視点から、監視及び収去検査を実施することとした。【表1】令和4年度事業計画一覧表、【表2】令和4年度収去計画一覧表

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症流行の中、食品の安定供給が極めて重要になり、それを担う中央卸売市場の役割も増大した。このような状況の中で、市場を流通する食品の安全を確保するため、①青果物の残留農薬対策 ②生食用鮮魚介類対策 ③加工食品の添加物対策として、監視指導及び食品の検査を次のとおり実施した。

2. 監視指導

食品の流通拠点である中央卸売市場において、開市日には次のとおり施設及び食品の衛生監視を実施し、違反食品、不良食品が小売店等に流通することがないように努めた。(対象施設数、監視指導件数は【表3】のとおり)

(1) 早朝監視

せり開始前の午前3時30分から場内巡回を行い、食品の衛生的取扱い、温度管理の徹底、有毒 魚介類の排除、及び不適正表示食品の発見等のため、せり売り施設、仲卸店舗、関連食品販売施設 を重点的に監視した。

特に、生ウニ、開き赤貝、ホタテ貝柱等の表示や市場内で生食用として鮮魚を加工する施設について生食用鮮魚介類の表示基準・加工基準が遵守されるよう重点的に監視指導を行った。

また、併せて食品の収去検査、現場検査等を実施した。

(2) 平常監視

早朝監視終了後は、市場内の飲食店、給食施設、食品加工施設等を中心に、食品の衛生的取扱いや施設の改善について指導や啓発を行い、効果的な指導を行うため食品の収去検査、施設の拭き取り検査等を併せて実施した。冬期には、フグ、生カキの取り扱いについての監視指導を実施した。監視時等に不適正表示が認められた食品については、監視指導票を交付したうえで改善を指導した。【表4-1】、【表5】

また、市内外で発見された違反・不良食品に関する情報収集や流通調査、販売中止・回収・廃棄等の指導を実施した。【表4-2】

3. 収去検査

(1) 収去検査結果の概要と違反食品

令和4年度は、市場内を流通する食品や、市場内で製造加工された食品等の収去検査を 716 件 (うち輸入品6件) 実施した。

このうち 525 件 (うち輸入品 1 件) について 1,575 項目 (うち輸入品 4 項目) の細菌 (微生物) 検査を実施し、669 件 (うち輸入品 5 件) について 18,856 項目 (うち輸入品 831 項目) の理化学 検査を実施した。【表6】、【表7】 令和4年度は、表示違反、添加物の使用基準違反などは発見されなかった。

また、衛生上好ましくない検査結果であった食品については監視指導票を交付し、改善指導した。【表4-

3】、【表5】

食中毒の発生を未然に防止するため、市場内を流通する食品や市場内で製造加工された食品について、腸管出血性大腸菌 O157 19 件、黄色ブドウ球菌 499 件、腸炎ビブリオ 28 件、サルモネラ属菌 19 件の検査を併せて行った。腸管出血性大腸菌 O157、腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌については、いずれも検出されなかった。【表 6】

(2) 生食用鮮魚介類(生食用かきを除く)等の検査

鮮魚介類の生食による腸炎ビブリオ食中毒予防のため、ウニやホタテ貝柱などの加工済み生食用 鮮魚介類、及び市場内で加工された鮮魚切り身等の細菌検査を実施した。

令和4年度は、加工済み生食用鮮魚介類としてホタテ貝柱1件、トリ貝1件、及びウニ1件、並びに市場内で加工された鮮魚切り身等4件(マグロ)を検査したが、生食用鮮魚介類の成分規格である腸炎ビブリオ最確数100/gを超えたものはなかった。【表8】、【図1】および【表9】、【図2】

(3) 生食用かきの検査

11月から1月までの間、生食用かき4件について規格検査を実施し、全ての検体について基準値内であることを確認した。【表10】、【図3】、同時に黄色ブドウ球菌の検査を併せて実施したが、すべて陰性であった。また、4件については神戸市健康科学研究所にてノロウイルスの検査を行い、1件のみ陽性であった。さらに、早朝監視時に生食用かきの品温測定、表示確認を実施した。

(4) 魚介類の抗菌性物質検査

中央卸売市場で流通の多いハマチ・カンパチ・ウナギ・アユ・ブリなど、養殖魚介類 10 件について抗菌性物質検査(合成抗菌剤 7種)を行い、結果はすべて不検出であった。【表11】

(5) 貝毒検査

早朝監視時には、各産地から通知される毒化情報にもとづいて二枚貝の入荷規制を行うほか、特に毒化傾向が強まる3月から5月にかけては、監視に加えて貝毒の検査も行っている。

令和4年度は、アサリ、ハマグリ等の国産二枚貝4件について麻痺性及び下痢性貝毒の検査を行ったが、規制値を超えて検出されたものはなかった。【表12】

(6) 魚介類のPCB検査結果

25 種 28 件の魚介類について検査を実施したが、暫定的規制値(内海内湾魚介類(可食部) 3ppm、遠洋沖合魚介類(可食部)0.5ppm)を超えたものはなく、すべて定量下限値(0.1ppm)未満であった。【表13】

(7) 魚介類の水銀検査

36種50件の魚介類について総水銀検査を実施した。

(暫定的規制値:総水銀0.4ppm ただしマグロ類、河川産魚介類、深海性魚介類は適用除外) 【表14】

規制値が適用される魚介類のうち、養殖ウナギ1件で0.4ppm 超の総水銀濃度が検出されたが、 養殖に使用していた水が河川の表流水のみであったため参考検査とした。

(8) 湯煮品の細菌検査結果

魚介類をボイル等により加工したいわゆる湯煮品は、製造後は再加熱調理されずにそのまま喫食される。このため、加熱後の放冷時、包装工程、流通過程での取扱いに特に注意を要する食品である。そのため、早朝監視時に湯煮品の流通状況を監視するとともに収去検査を実施し、その結果に基づいて取扱業者に指導を行っている。検査結果が『細菌数 10 万/g 以下、E. coli 陰性、黄色ブドウ球菌陰性』(神戸市食品衛生監視指導計画に基づく推奨値)を満たさないものについてはその都度、卸売会社に対し、製造者への改善要請および低温流通等の衛生的取扱い等について指導している。

令和4年度は、しらす干し(ちりめん)計4件について検査を実施したところ、細菌数が10万/gを超えたものがしらす干し(ちりめん)で1件あった。黄色ブドウ球菌、E.coliはすべて陰性であった。【表15】

(9) 野菜・果実類の残留農薬検査

野菜類 58 件、果実類 27 件(うち輸入品 4 件)の計 85 件について検査を実施した。検査農薬は令和 4 年度末現在、GC-MSMS分析項目として 169 農薬、LC-MSMS分析項目として 70 農薬の計 239 農薬である。【表16】、【表17】、【表18-1】

野菜類 16 件【表16】、および果実類 15 件(うち輸入品 1 件)【表17】から農薬が検出され、検査の結果、規格基準違反はなかった。【表18-2】

また、かんきつ類3件・バナナ1件について防ばい剤の検査を実施したが、使用基準を超えたものはなく、表示も適正であった。【表19】

4. 衛生教育及び自主管理の推進

(1) 衛 生 教 育

食品衛生意識の高揚と衛生水準の向上を図るため、夏期に昨年の食中毒発生状況の説明をもとに食中毒防止対策を中心とした講習会を開催し、市場を流通する食品の衛生対策の徹底を図った。

また二次汚染による食中毒予防のために、効果的な手洗いに関する啓発など、食品関係営業者の衛生意識の向上を図る内容の講義を行った。

(2) 自主管理の推進

HACCPによる衛生管理手法の啓発や導入のため、夏期の講習会や日常的な相談業務を通じて、中央卸売市場の食品製造加工場の自主管理の推進に努めた。また、「食品衛生の日」(令和4年度は5回実施)に施設の巡回指導を行った。【表20】

5. 視察及び見学

消費者や学生に対して市場における食品衛生検査所の役割や業務の内容等について説明と案内を 行うとともに、食品衛生知識の啓発も併せて行っている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症 の影響により例年よりも実施回数は少ないが、計9回の見学視察に対応した。例年開催している「夏 休み親子セミナー」は感染状況を鑑みて中止した。

見学者	回数
消費者 (婦人会、自治会、消費者学級等)	3
学校関係 (小・中・高・大学等)	5
行政関係者 (国内自治体等)	1
計	9

6. 令和4年度事業結果関係諸表 【表1】令和4年度 事業計画一覧表

	四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	月	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月
	特別対策	← 夏	期食品対策 →	← 年末食品対策 →	
	腸炎ビブリオ等食中毒対策	< → 毒化貝類の監視 ← 一南方産魚介類、 ← 湯煮品、加工食	原監視、収去検査	 	· ノロウイルス検査 —> > > (加工食品検査)
主	施設衛生 自主管理	THE PROBLEM TO SERVICE ASSESSED.	' È店、卵類取扱施設、加 D監視、指導、検査、情 I		
要事業	残等動薬食物環物留の物品品対境質農対用対添策汚対薬策汚対	← 魚介類の残留動	 物等の残留農薬・防ばし 物用医薬品検査、情報 で監視・収去検査・指 ・水銀等環境汚染物質	 収集	
	施設衛生 自主管理 GLPの	NI LESPACIFICACIÓN CON CONTROL DE LA	 主衛生管理・自主的衛 張備・改善、機器点検記		
,	推進改善業務連携調査研究	^^^^	当性評価への取り組み 所協議会 (<u>1</u>	以の実施と改善、構及 全国食品衛生検査所協調 査データの解析、調査	 養会)
業態	水産卸売 仲卸施設	SOUND CONTROL OF AND	 」の活用(巡回指導) 	N AND PROPERTY OF STREET	 監視、指導・検査 →
別	塩干卸売 仲卸施設		」の活用(巡回指導) そうざい類、焼物、湯煮		> 検査)
監	青果卸売 仲卸施設	< 【残留農薬対策 (防ばい)	・ 記】 	(収去検査)	>
視指導	加工場		- 」の活用(巡回指導) 	全 自主衛生管 【ねずみ衛生	主害虫対策】
検査	給食施設 飲食店 喫茶店	【食中毒対策】	」の活用(巡回指導) → 食品衛生検査、衛生	【ねずみ衛生	生害虫対策】
等	関連施設	Section Statement Statement Control of the Control	・食品収去検査・衛生的 食品衛生の日」の活用 ・		

【表2】令和4年度 収去計画一覧表

	M 102100 483	細菌検	查	理化学検	查
	収去品目	検査種類	件数	検査種類	件数
鮮魚介類		小 計	35	小計	150
	生食用鮮魚介類	規格細菌	10		
	供表表 (集备用)	規格細菌	5		
	生カキ (生食用)	ノロウイルス ※1	5		
	二枚貝			貝毒	10
	養殖魚			抗菌性物質	40
	その他魚介類	一般細菌 ※2	15	環境汚染物質 ※5.6	100
冷凍食品		規格細菌	20		
魚介類加工」	55	小 計	275	小計	260
	魚肉練り製品	規格細菌	240	保存料·甘味料等	240
	魚介乾製品		5	保存料·甘味料等	5
	無卵塩蔵品(塩数の子 等)			過酸化水素等	5
	湯煮品	一般細菌	20		
	魚介類惣菜等	一般細菌	10	保存料·甘味料等	10
肉卵類加工品		小計	50	小 計	80
	食肉製品	規格細菌	10	保存料・甘味料・発色剤	10
	肉卵類惣菜等	一般細菌	70	保存料・甘味料・発色剤	70
穀類加工品	(めん類等)	一般細菌	50	殺菌料	50
野菜果物及	びその加工品	小 計	140	小 計	180
	野菜・果物	食中毒菌 ※3	30	残留農薬・防ばい剤	100
	漬物・乾製品	一般細菌	10	保存料·甘味料	20
	豆腐	一般細菌	40	保存料·甘味料	200 000 %
	野菜果物惣菜類	一般細菌	60	保存料・甘味料・漂白剤	60
菓子類	•	一般細菌	50	保存料·甘味料	50
清涼飲料水		規格細菌		保存料・甘味料	
その他の食	H	小計	40	小計	20
	弁当類	一般細菌	20		
	その他惣菜類	一般細菌	10	保存料・甘味料	10
	その他 ※4	一般細菌	10	保存料・甘味料	10
氷雪		規格細菌	2		
	合 計	662		790	

^{※1} ノロウイルス検査は健康科学研究所へ依頼 ※2 鮮魚切り身等 ※3 腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ属菌等 ※4 その他加工品、調味料等

【表3】市場内食品衛生関係施設数(令和5年3月31日現在)及び監視指導件数

		市場	本	場	東	部
		項目 業種	施設数	監視指導 件数	施設数	監視指導 件数
		飲食店営業	11	56	6	46
		菓子製造業	0	0	1	3
		魚介類販売業	4	1, 210	4	1, 094
	食	魚介類せり売業	2	314	1	200
	品衛	食品の冷凍又は冷蔵業	1	0	0	0
	生法	喫茶店営業	0	0	2	3
	改正	乳類販売業	0	0	0	0
	前	食肉処理業	0	0	1	1
		食肉販売業	1	2	2	2
営業		そうざい製造業	5	0	6	0
許可		氷雪製造業	1	0	1	0
業種		飲食店営業	4	13	3	10
		魚介類販売業	23	626	16	168
		魚介類競り売り営業	0	0	1	90
		食肉処理業	0	0	1	0
	法改	食肉製品製造業	0	0	1	0
	正後	水産製品製造業	2	29	0	0
		豆腐製造業	1	1	0	0
		そうざい製造業	1	0	1	0
		食品の小分け業	1	0	0	0
		小計	57	2, 251	47	1, 617
		魚介類販売業(包装のみ)	1	1	1	0
		食肉販売業(包装のみ)	1	1	2	1
		乳類販売業	4	0	2	0
25	Š	野菜果物販売業	37	950	30	858
美尼	Ř E	米穀販売業	0	0	1	1
日	出業	その他の食料・飲料販売業	2	0	3	0
和	重	農産保存食料品製造·加工業	0	0	1	0
		その他の食料品製造・加工業	1	8	1	1
		その他	2	476	5	217
		小 計	48	1, 436	46	1, 078
	* (の他(届出対象業種以外等)	7	136	7	305
		合 計	112	3, 823	100	3, 000

[※]宮業許可業種については、改正食品衛生法施行後も、新許可及び旧許可(更新予定)が併存している。

【表4-1】違反食品等の措置一覧表 (監視時発見分)

1. **違反食品** 該当なし

2. 不良食品

No	品 名 (分 類)	収去·発見 年 月 日	包装形態	不 良 内 容 等	措置	不良の原因	発見 場所
1	ちりめん	R4.12.8	段ボール箱	食品表示法第5条	指導票 交付	法の認識不足	本場
1	(魚介加 工品)	N4.12.0	中袋入	表示不備 (可能性表示)	表示改 善指示	女 の 心 戦	平场
0	ちりめん	R5.3.11	段ボール箱	食品表示法第5条	指導票 交付	法の認識不足	本場
$\frac{2}{2}$	(魚介加) 工品)	пэ.э.11	中袋入	表示不備 (可能性表示)	表示改 善指示	女 の 心 戦	平场

【表4-2】違反食品等の流通調査一覧表

No	調査開始日	対象食品	市場	対象事業者	内容
1	R4.4.21	活赤貝	東部	卸・仲卸	麻痺性貝毒の規制値超過
2	R4.8.4	マンゴー	本場	卸・仲卸	農薬の基準値超過
3	R4.8.24	ごぼう	東部	仲卸	農薬の基準値超過
4	R4.10.13	赤貝	本場	卸・仲卸	成分規格を超える腸炎ビブリオ検出
5	R4.11.22	いちご	東部	仲卸	検出されない農薬を表示
6	R4.12.10	生かき	本場	卸・仲卸	成分規格を超える E.coli(大腸菌)検出
7	R5.2.24	ごぼう	本場	卸・仲卸	農薬の基準値超過

【表4-3】 違反食品等の措置一覧表 (収去検査時発見分)

1. **違反食品** 該当なし

2. 不良食品

No		品 名 (分 類)		収去·発見 年 月 日	包装形態	不適内容等	措置	不適の原因 (推定)	発見 場所
1		平てん		R4.9.5	合成樹脂製袋入	大腸菌群(成分規格)陽性	指導票交付	不明	東部
Ľ	(魚肉ねり製品)	K4.9.5	口风倒旧袋衣八	(参考検査)	製造工程の改善指導	נשיור	宋印
2		フィッシュカツ		R4.9.5	合成樹脂製トレイ入	大腸菌群(成分規格)陽性	指導票交付	不明	東部
	(魚肉ねり製品)	K4.9.5	古成倒脂製でレイス	(参考検査)	製造工程の改善指導	נפייר	宋印
3		ラーメン		R4.10.11	合成樹脂製袋入	黄色ブドウ球菌陽性	指導票交付	不明	本場
3	(生めん)	K4.10.11	口风倒旧袋衣八	奥ピノト・ノ球困	製造工程の改善要請	נשיור	平场
4		中華そば		R4.12.5	合成樹脂製トレイ入	黄色ブドウ球菌陽性	指導票交付	不明	東部
4	(生めん)	N4.12.3	ロ双側服装ドレイス	央ロノビノ球困豚は	製造工程の改善要請	נשיוי	米叩

【表5】監視指導票交付状況

No	交付日	対象食品・対象事案	内容(不適事項または指導事項)	発見 場所
1	R4.6.23	ササミ・レバー・砂 肝等	中心部まで十分に加熱して販売・提供することを要請	東部
2	R4.10.17	ラーメン	製造者への改善を要請(黄色ブドウ球菌不適)	本場
3	R4.12.12	中華そば	製造者への改善を要請(黄色ブドウ球菌不適)	東部

【表6】検査品目・項目別検査件数

	検査品目	総	魚		冷凍		魚介類		肉そ卵の		乳乳製類		穀その	
	検査項目	遊 友	類	違反件数	合	違反件数	加 工 品	違反件数	類加工の品	違反件数	品加工の品が品	違反件数	類加工び品	違反件数
	収去件数	716	76		9		208		117				61	
	検 査 件 数	525	29		9		208		117				59	
	検 査 項 目 合 計	1,575	102		27		622		352				177	Ш
微	細 菌 数	503	25		9		208		117				59	
生	大 腸 菌 (群)	250			4		152						27	
	大 腸 菌 (E.coli)	253	25		5		56		117				32	Ш
物	腸管出血性大腸菌〇157	19												Щ
検	黄色ブドウ球菌	499	23		9		206		117				59	
査	腸炎ビブリオ	28	25											
I I	サルモネラ属菌	19							1					\vdash
	その他の細菌	4	+ -											\vdash
\vdash	ノ ロ ウ イ ル ス 検 査 件 数	669	55		9		200		117			\vdash	51	\vdash
		18,856	211		27		604		351				386	H
	検査項目合計 保存料	976	211		18		400		234				98	H
	甘味料	488			9		200		117				49	
	着色料	400					200		117				73	
	過酸化水素													
	酸化防止剂													
理	発 色 剤	1					1							
	漂白剤	5					3							
化	品 質 保 持 剤													
	抗 生 物 質	44	44											
学	合 成 抗 菌 剤	77	77											
	P C B	29	29											
検	水 銀	51	51											
	有機スズ化合物													
査	残 留 農 薬	14,361											169	Ш
	残 留 農 薬 (2)	2,796											70	
	防ばい剤	18												
	T T C - 7 Z ト													
	下痢性貝毒	5	5											
1	麻 ひ 性 貝 毒 その他の理化学	5	5											
	放射性物質検査		+ +											
現	過 酸 化 水 素													
場検	保 存 温 度													
査	その他現場検査													
	6条												-	
違	12条													
反	13条2項													
内容	13条3項													_
	18条2項													_
$\vdash\vdash$	19条		+											_
処	営業禁止処分													_
分内	製品廃棄命令													_
内容	改善命令													_
$\vdash\vdash$	その他の処分													_
措	始末書口頭説諭		+											_
置	指 導 票 交 付	4					2							-
	その他 ノロウイルス、残留農薬(2)、下痢や	LD = 14	11 July 14 14 15 15 1	٠ T	<u>+</u> 1 ± 17±	1	-1 24 τπ σό		- 4L+T					

ノロウイルス、残留農薬(2)、下痢性貝毒、放射性物質の検査は健康科学研究所に依頼

		1		I	1	1	1			
	検査品目	野		清			レ缶	そ	器	
		菜 そ ・の	菓	(京飲料水及び) 満坂料			ト詰	の	具・	手
		果加	子 [料的		水	ル・ ト瓶 _遠	のった	ಯಾ	手 指 等 違
		物工 違 及品 反	違 類 反 件	水飲。	<u>事</u> 違	違 [反 [件	ト 食品 は 違 反 件	の食品	容器包装	等違反
	検査項目	び件	件数	びば	- 件	- 件	件	品件	装件	反 件 ***
	UP + /4 *5	数	ļ	数	数	数	数	数	数	数
	収 去 件 数 検 査 件 数	197 60	43					5		
	検 互 H 数 検 査 項 目 合 計	166	129							
微		42	43							
אַנוּ	大腸菌(群)	32	35							
生	大腸菌(E.coli)	10	8							
物	腸管出血性大腸菌〇157	19								
.	黄 色 ブ ド ウ 球 菌	42	43							
検	腸炎ビブリオ	3								
査	サ ル モ ネ ラ 属 菌	18								
	その他の細菌									
	ノロウイルス									
	検 査 件 数	189	43		\bot			5		
	検 査 項 目 合 計	17,133	129					15		
	保 存 料	130	86					10		
	甘 味 料	65	43					5		
	着 色 料				+ +					
	殺 菌 料		\vdash		+ +	+			\vdash	
理	酸化防止剂				+ +					
1 1	発 色 剤 漂 白 剤	2								
化		2			+ +					
	<u></u> 抗 生 物 質									
学	合成抗菌剤									
	P C B									
検	水 銀									
	有機スズ化合物									
査	残 留 農 薬	14,192								
	残 留 農 薬 (2)	2,726								
	防ばい剤	18								
	T T C - テスト									
	下痢性 貝毒									
-	麻ひ性貝毒その他の理化学				+ +					
	放射性物質検査									
現	過酸化水素									
場検	保 存 温 度									
査	その他現場検査									
	6条									
違	10条									
反	11条2項									
内容	11条3項									
	18条2項									
\square	19条				1					
処	営業禁止処分				1					
分	製品廃棄命令				1					
内容	改善命令				1	-				
\vdash	その他の処分				+					
措	始末書口頭説諭				1	1				
置	指導票交付				1					
Ш	その他 ノロウイルス 残留農薬(2)		11 4 1 11 11 55	- 10 11	h+ -+		<u> </u>		<u> </u>	

ノロウイルス、残留農薬(2)、下痢性貝毒、放射性物質の検査は健康科学研究所に依頼

【表7】輸入食品の検査品目・項目別検査結果(再掲)

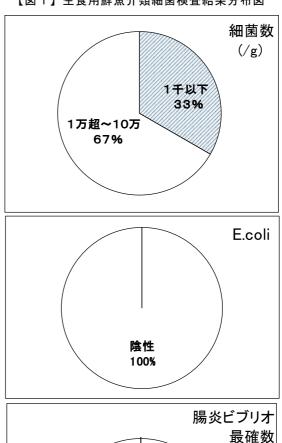
	検査品目	総		魚				魚		野 菜 そ	
		4.5		<i>-</i>		冷		·····		· 0	
			違	介	違	凍	違	加	違	果 加	違
			反		反	食 品	反	エ	反	物工	反
	検査項目	数	件	類	件	пп	件	品	件	及 品	件
	快量填口		数		数		数		数	び	数
	収 去 件 数	6		1		0		0		5	
	検 査 件 数	1		1		0		0		0	
AllaL	検 査 項 目 合 計	4		4		0		0		0	
微	細菌数	1		1		0		0		0	
生	大腸菌(群)	0		0		0		0		0	
	大 腸 菌 (E.coli)	1		1		0		0		0	
物	腸管出血性大腸菌 O 1 5 7	0		0		0		0		0	
123	黄色ブドウ球菌	1		1		0		0		0	
検		1		1		0		0		0	
	<u> </u>	0		0		0		0		0	
査	<u> </u>	0		0		0		0		0	
				0		0				0	
	<u>ノロウイルス</u>	0						0			
	検査件数	5		0	\vdash	0		0		5	
	検査項目合計	831		0		0		0		831	
	保 存 料	2		0		0		0		2	
	甘 味 料	1		0		0		0		1	
	着 色 料	0		0		0		0		0	
理	過酸化水素	0		0		0		0		0	
	酸化防止剤	0		0		0		0		0	
	発 色 剤	0		0		0		0		0	
化	漂 白 剤	0		0		0		0		0	
	品 質 保 持 剤	0		0		0		0		0	
224	抗 生 物 質	0		0		0		0		0	
学	合 成 抗 菌 剤	0		0		0		0		0	
	Р С В	0		0		0		0		0	
検	水 銀	0		0		0		0		0	
12	有機スズ化合物	0		0		0		0		0	
	残 留 農 薬	664		0		0		0		664	
査	残留農薬(2)	136		0		0		0		136	
	防ばれれ	28		0		0		0		28	
	T T C - テスト	0		0		0		0		0	
		0		0		0		0		0	
		0		0	\vdash	0		0		0	
		0		0		0		0		0	
現		U		U		U		U		U	
場					\vdash						\vdash
検	保存温度				\vdash						\vdash
査	その他現場検査		l		L						L
	6条										
違	12条										
反	13条2項										
内宏	13条3項										
容	18条2項										
<u> </u>	19条										
処	営業禁止処分										
分	製品廃棄命令										
内	改善命令										
容	その他の処分										
14+	始末書口頭説諭										
措置	指導票交付										
置	そ の 他										
	/ロウイルス 建留農薬(2) 下痢性目害 放射性							•			

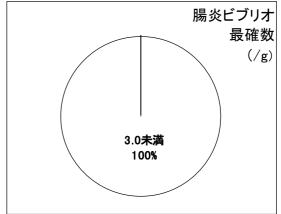
ノロウイルス、残留農薬(2)、下痢性貝毒、放射性物質の検査は健康科学研究所に依頼

【表8】生食用鮮魚介類の細菌検査結果(場外加工品)



【図1】生食用鮮魚介類細菌検査結果分布図





【表9】鮮魚切り身等の細菌検査結果(場内加工品)

0 0 0

(表内の数字は検体数) 品 そ 件 グ 目 検 の 数 切 査 IJ 他 合 身 項 × X 計 2 1 数 目 4 0 4 検出値 1 0 1 1千以下 細 1 0 1 1千超~1万以下 菌 1万超~10万以下 1 0 1 数 0 10万超~100万以下 1 1 (/g)0 1 0 100万超 陰性 0 4 E. coli 0 0 陽性 0 腸 最 4 0 4 3.0未満 炎ビブ 確 数 IJ

※1 マグロ専門仲卸店舗・加工場加工品

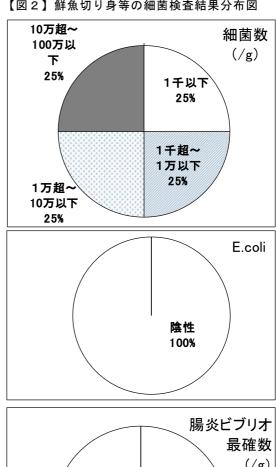
3.0以上

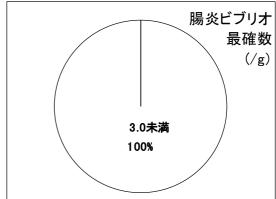
(/g)

才

※2 加工場等で加工された鮮魚切り身

【図2】鮮魚切り身等の細菌検査結果分布図



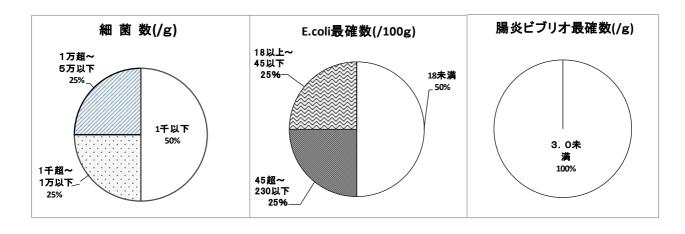


【表10】生食用かきの細菌検査結果

			規 違反					細	菌	数			E. co	li最	確数		腸	易炎ビ	ブリス	十最確	数
収	検	件	細	E.	保	表			(/g)				(/	/100 g	()				(/g)		
	査			С		示				違	反				違	反					違反
	検			0	存	s.ees		1千	1万	5万	10万		18	45	230	1千		3.0	10	45	100
去	体		菌	ı		違		超	超	超	超		以上	超	超	超		以上	超	超	超
	144			i	温	反	≀	≀	≀	≀	≀	≀	≀	≀	≀	₹	≀	≀	≀	≀	₹
	数			最			1千	1万	5万	10万		18	45	230	1千		3.0	10	45	100	
月		数	数	確 数	度		以下	以下	以下	以下		未満	以下	以下	以下		未満	以下	以下	以下	
11月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
12月	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
1月	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0
計	4	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	2	1	1	0	0	4	0	0	0	0

[※]生食用かきの成分規格は細菌数50,000以下/g、E.coli最確数230以下/100g、腸炎ビブリオ最確数100以下/g。 保存基準は10℃以下(冷凍かきを除く)。

【図3】 生食用かきの細菌検査結果分布



【表11】魚介類の抗菌性物質検査結果

-						抗生	物質				스 rt:+	노라것	到(7種	=1	
					系	統別	4系統	充)				几图 9	刊(7個	≛ <i>)</i> 	
			件		~	マ	テ	ア	ス	ス	ス	オ	ナ	フ	チ
			11		=	ク		111	ル	ル	ル	+	リ	ラ	ア
	魚				シ	П	ラ	1	フ	フ	フ	ソ	ジ	ゾ	ン
					リ	ラ	サ	グ	ア	ア	ア	リ	ク	IJ	フ
	介				ン	1	1	リ	Ŧ	ジ	+	ン	ス	F*	エ
No.					系	ド	ク	コ	1	×	1	酸	酸	ン	=
	類					系	リ	シ	Х	٢	+				⊐
							ン	ド	+	+	サ				1
	名						系	系	+	シ	IJ				ル
			数						シン	ン	ン				
1	養殖アユ	3	()	-	0/	0 -	>	-	-8	0	/	3		>
2	養殖ハマチ	3	()	•	0/	0	—	•	-8	0	/	3	8	→
3	養殖カンパチ	2	()	←	- 0/	0		-	-	0	/	2	ē	-
4	養殖ウナギ	1	()	•	0/	0	_,	-	-	0	/	1	l l	>
5	養殖ブリ	1	()	•	- 0/	0 -	—	4	-	0	1	1	â	—
	合計	10	()	←	- 0/	0	<u> </u>	4	-3	0	/	10		-

^()の数字は輸入魚介類検査数の再掲

【表 1 2 】貝毒検査結果

	千葉県	山口県	鳥取県	三重県	計
ハマグリ	0/1	-	-	-	0/1
白ミル貝	-	0/1	-	-	0/1
シジミ		-	0/1	-	0/1
アサリ	-	-	-	0/1	0/1
合 計	0/1	0/1	0/1	0/1	0/4

※ 検査実施時期:4,5月

検査項目は下痢性貝毒及び麻痺性貝毒

表中の数字は、違反件数/検査件数

規制値 下痢性貝毒:0.16mgオカダ酸当量/kgを超えない

麻痺性貝毒:4MU/gを超え

ない

【表13】魚介類のPCB検査結果

	漁獲海域	第	1 海	域	第	2 海	域	第	3 海	域	第	4 海:	域	第	5 海	域					備	考
		7	大阪	湾				Jā	司 防 瀕	維												
	PCB		戸 内		瀬	戸 内	海		尹予					遠洋	羊・その	の他	3	全海は	或		最	最
No	検出値	-	・宇野-高			平生-佐			平生-佐		日	本 近	海							計	小	大
	(ppm)		伊水		(東	宇野-高	5松)		後水						養殖						値	値
		(南・	阿南-日	の岬)				(南・)	津久見-													l
	魚介類名	≦0.1	≦ 0.5	≦1	≦ 0.1	≦0.5	≦1	≦0.1	≦0.5	≦1	≦0.1	≦ 0.5	≦1	≦0.1	≦0.5	≦1	≦ 0.1	≦ 0.5	≦1	(件)	(ppm)	(ppm)
1	コウイカ	1															1			1	n.d.	n.d.
2	白ミル										1						1			1	n.d.	n.d.
3	シジミ													1			1			1	n.d.	n.d.
4	アサリ										1						1			1	n.d.	n.d.
5	カマス							2									2			2	n.d.	n.d.
6	ハマグリ										1						1			1	n.d.	n.d.
7	ホタテ貝柱										1						1			1	n.d.	n.d.
8	とり貝 (開き)										1						1			1	n.d.	n.d.
9	幼カンパチ	1															1			1	n.d.	n.d.
10	タイ	1															1			1	n.d.	n.d.
11	イトヨリダイ										1						1			1	n.d.	n.d.
12	サワラ										1						1			1	n.d.	n.d.
13	いさぎ										1						1			1	n.d.	n.d.
14	ハマチ	1															1			1	n.d.	n.d.
15	アカシタビラメ	1															1			1	n.d.	n.d.
16	サゴシ										1						1			1	n.d.	n.d.
17	キビレ	1															1			1	n.d.	n.d.
18	ケンサキイカ										1						1			1	n.d.	n.d.
19	サバ										2			1			3			3	n.d.	n.d.
20	太刀魚										1						1			1	n.d.	n.d.
21	丸アジ										1						1			1	n.d.	n.d.
22	マナガツオ										1						1			1	n.d.	n.d.
23	コショウダイ	1															1			1	n.d.	n.d.
24	カワハギ	1															1			1	n.d.	n.d.
25	クロダイ	1															1			1	n.d.	n.d.
	合計	9	0	0	0	0	0	2	0	0	15	0	0	2	0	0	28	0	0	28		

※n.d.は0.01ppm未満

魚介類に残留するPCBの暫定的規制値(単位:ppm); 内海内湾(内水面を含む)魚介類(可食部): 3 遠洋沖合魚介類(可食部):0.5

【表14】魚介類の総水銀検査結果

			Α :	海域	;	E	3 海	域		C ;	毎 域			D ;	海 域							備	考
	漁獲海域		瀬戸	内海		1	明	毎									4		毎 5	att	-,	最	最
No	総水銀		大『	反 湾		Ē	引原 :	弯	そ	の他目	本近	海	#	俞入物	小養卵	直	_	- /	щ х	汉	計 (件)	/]\	大
-	検出値(ppm)		紀伊	水道	,	J	(代)	毎								, .					(117	値	値
	魚介類名	≦0.1	≦0.2	≦0.4	>0.4	≦0.1	≦0.2	≦0.4	≦0.1	≦0.2	≦0.4	>0.4	≦0.1	≦0.2	≦0.4	>0.4	≦0.1	≦0.2	≦0.4	>0.4		(ppm)	(ppm)
1	コウイカ	1															1				1	n.d.	n.d.
2	白ミル								1								1				1	n.d.	n.d.
3	ハマグリ								1								1				1	n.d.	n.d.
4	シジミ								1								1				1	0.03	0.03
5	アサリ								2								2				2	n.d.	0.02
6	カマス								1	1							1	1			2	n.d.	0.04
7	ウナギ(養殖)											1								1	1	0.50	0.50
8	アユ(養殖)									1	2							1	2		3	0.17	0.39
9	ホタテ貝柱								1								1				1	0.02	0.02
10	トリ貝(開き)								1								1				1	n.d.	n.d.
11	ウニ(生食用)								1								1				1	n.d.	n.d.
12	ハマチ(養殖)								1	2							1	2			3	0.06	0.16
13	カンパチ(養殖)								1	1							1	1			2	0.07	0.15
14	ハマチ(養殖)								1	1							1	1			2	0.06	0.16
15	幼カンパチ	1															1				1	n.d.	n.d.
16	マダイ	1	1														1	1			2	n.d.	0.09
17	イトヨリダイ										1								1		1	n.d.	n.d.
18	サワラ								1								1				1	n.d.	n.d.
19	いさぎ								1								1				1	n.d.	n.d.
20	ハマチ		1															1			1	n.d.	n.d.
21	ブリ(養殖)									2								2			2	0.13	0.14
22	サバ								1				1				2				2	n.d.	0.1
23	アカシタビラメ	1															1				1	0.04	0.04
24	サゴシ								1								1				1	0.06	0.06
25	キビレ	1															1				1	0.10	0.10
26	生食用かき	3							1								4				4	0.01	0.03
27	ケンサキイカ								1								1				1	n.d.	n.d.
28	太刀魚										1								1		1	0.25	0.25
29	丸アジ								1								1				1	0.06	0.06
	コショウダイ	1															1				1	0.07	0.07
31	カワハギ								1								1				1	0.04	0.04
32	マナガツオ								1								1				1	n.d.	n.d.
33	黒メバル								1								1				1	0.10	0.10
34	ヤリイカ								1								1				1	0.08	0.08
35	ハモ											1								1	1	0.70	0.70
	スズキ		1															1			1	0.15	0.15
		9	3						23	8	4	2	1				33	11	4	2	50		

n.d. は0.01ppm未満

※養殖魚用水は表流水であり、海水は混ざらないため、要注意という扱いで検査結果を出した。 ※※メチル水銀の検査を行ったところ、0.05ppmと暫定規制値以内であった。

【表14-2】メチル水銀検査結果

No	魚種類名	漁獲海域	検出値 (ppm)
35-1	ハモ	その他日本近海	0.05

*「ハマチ」はブリの体長40cm以上60cm未満とした。 魚介類の水銀の暫定的規制値(単位ppm):総水銀:0.4 メチル水銀:0.3 (水銀として) ただし、マグロ類(マグロ、カジキおよびカツオ)及び内水面水域の河川産の魚介類(湖沼産の魚介類は含まない)、並びに 深海性魚介類等(メヌケ類、キンメダイ、ギンダラ、ベニズワイガニ、エッチュウバイガイ及びサメ類)については適用しない。

【表15】湯煮品の細菌検査結果

(表中の数字は検体数)

検	品名	(し
査	検体	らりす
項	数数	干めしん
目	菌数	4
	0001/17	4
	300以下	1
細	300以下 300超~1千以下	0
細菌		
	300超~1千以下	0
菌	300超~1千以下 1千超~1万以下	0
菌 数 (/g)	300超~1千以下 1千超~1万以下 1万超~10万以下	0 0 2

【表16】野菜類の残留農薬検査結果

	収	生産地	検査		検出値	基準値
作物名	去	または	項目数	検出農薬		
	月	出荷地	垻日奴		(ppm)	(ppm)
青ねぎ	11	岡山	169	シペルメトリン	0.05	4
目ねる	11	lml ITI	109	ペルメトリン	0.01	2
アスパラガス	5	長野	169			
アスパラガス	3	香川	169			
オクラ	6	徳島	169			
かぶ	12	徳島	169			
かぼちゃ	8	長野	169			
カリフラワー	12	徳島	169			
かんしょ	10	兵庫	239			
かんしょ	1	大分	239			
かんしょ	11	徳島	239			
キャベツ	3	愛知	169			
キャベツ	9	群馬	239	プロシミドン	0.02	0.5
きゅうり	5	愛媛	239			
きゅうり	6	愛媛	169			
きゅうり	9	愛媛	239	クロルフェナピル	0.02	0.5
ゴーヤ	7	宮崎	239			
ごぼう	10	北海道	239	カズサホス	0.03	0.3
小松芸	10	丘 唐	1/0	クロルフェナピル	0.1	5
小松菜	10	兵庫	169	ペルメトリン	0.02	20
さといも	9	愛媛	239	プロシミドン	0.02	0.5
さやえんどう	3	和歌山	169			
さやえんどう	5	徳島	169			
ししとう	7	兵庫	239			
1 . 1 34 7	10	福四	1.00	キナルホス	0.02	0.05
しゅんぎく	12	福岡	169	ペルメトリン	0.02	3
すいか	5	長崎	239			
すいか	6	鳥取	169			
すいか	8	長野	169			
1 11	_	払 囚	220	クレソキシムメチル	0.87	15
セロリ	5	静岡	239	アゾキスルトロビン	0.02	30
そらまめ	5	鹿児島	169			
大根	1	香川	169			
たまねぎ	2	北海道	239			
たまねぎ	6	兵庫	169			
ちんげんざい	9	静岡	169			
ちんげんざい	2	静岡	169		1	
とうがん	9	愛知	239			
とうもろこし	6	 香川	239			

作物名	収 去	 生産地 または	検査	検出農薬	検出値	基準値
IF10/11	月	出荷地	項目数	火山灰米	(ppm)	(ppm)
トマト	5	兵庫	169			
				フルジオキソニル	0.02	5
トマト	2	熊本	239	テフルベンズロン	0.04	2
				ボスカリド	0.11	5
ながいも	11	北海道	169			
た中	5	法 自	220	ブプロフェジン	0.09	1
なす	Э	徳島	239	クロチアニジン	0.09	1
	7		1.00	クレソキシムメチル	0.03	3
なす	/	徳島	169	クロルフェナピル	0.03	1
				クレソキシムメチル	7.6	25
				フルジオキソニル	0.04	9
にら	1	高知	239	プロチオホス	0.13	0.2
				クロチアニジン	0.01	15
				フルフェノクスロン	0.21	3
にんじん	12	香川	239	ボスカリド	0.02	2
17 / 10 /	10	小冷冷	220	ボスカリド	0.01	2
にんじん	10	北海道	239	リニュロン	0.02	1
はくさい	11	長野	169	フルジオキソニル	0.03	2
ばれいしょ	12	北海道	239			
ピーマン	7	香川	169	ペルメトリン	0.08	4
ピーマン	5	高知	169			
ブロッコリー	10	兵庫県	169			
ブロッコリー	1	鳥取	239			
ほうれんそう	1	徳島	169	フェントエート	0.01	0.1
ほうれんそう	11	静岡	169			
みずな	12	福岡	169	シペルメトリン	0.36	5
メロン	6	茨城	239	プロシミドン	0.02	2
レタス	7	長野	169			
レタス	9	長野	239			
れんこん	11	徳島	239	シアゾファミド	0.02	10
40000	11	1芯局	439	フルフェノクスロン	0.02	10
れんこん	9	徳島	239			
菜の花	1	兵庫	169			

【表17】果実類の残留農薬検査結果

		支术以且 加木				
	収	生産地	検査		 検出値	基準値
作物名	去	または		検出農薬		
	月	出荷地	項目数		(ppm)	(ppm)
いちご	2	熊本	239	テフルベンズロン	0.06	1
いちご	5	長崎	169			
いちご	3	福岡	239			
いちご	5	香川	239			
オレンジ	11	オーストラリア	169			
				クレソキシムメチル	0.03	1
キウイ	2	和歌山	169	ブプロフェジン	0.23	15
				ペルメトリン	0.03	10
				フルバリネート	0.04	2
グレープフルーツ	10	南アフリカ	237	ピラクロストロビン	0.02	2
				メトキシフェノシド	0.04	3
すもも	7	山梨	169	ペルメトリン	0.30	2
十位圣 (批择紹)	2	庇 旧自	1/0	メチダチオン	0.14	5
大将季(柑橘類)	2	鹿児島	169	フェンプロパトリン	0.01	5
なし	9	広島	239			
なし	10	石川	169			
はっさく	1	和歌山	169	フェントエート	0.07	5
バナナ	11	フィリピン	169			
ぶどう	7	福岡	239	シフルトリン	0.01	1
ぶどう	9	W.I.	220	テブコナゾール	0.06	10
ふ とり	9	岡山	239	フルジオキソニル	0.02	5
				キナルホス	0.01	0.8
ぶんたん	3	高知	239	クレソキシムメチル	0.14	10
				ブプロフェジン	0.01	3
ぽんかん	2	愛媛	239			
4 4	7	山梨	220	クロルピリホス	0.20	1
9 9	,	山米	239	テブコナゾール	0.08	2
				クレソキシムメチル	0.05	5
ラ・フランス	11	山形	239	シペルメトリン	0.01	2
				チアクロプリド	0.01	2
りんご	12	青森	169	シハロトリン	0.02	0.4
9700	12	日林	109	シペルメトリン	0.03	2
				シペルメトリン	0.02	2
りんご	12	福島	239	ピラクロストロビン	0.02	1
				ボスカリド	0.06	2
レモン	10	チリ	237			
伊予柑	1	愛媛	239	メチダチオン	0.03	5
温州みかん	12	愛媛	169			
温州みかん	11	和歌山	239	クロルピリホス	0.05	1
個川 かかん	11	们机灶	239	チアクロプリド	0.01	2
温州みかん	12	熊本	239			
柿	10	和歌山	169			

【表18-1】検査項目一覧

	169	239
	項目	項目
BHC %1	0	0
DDT %2	0	0
EPN	0	0
XMC	0	0
アクリナトリン	0	0
アザコナゾール	0	0
アジンホスメチル		0
アセトクロール	0	0
アゾキシストロビン		0
アトラジン	0	0
アニロホス	0	0
アラクロール	0	0
アラマイト		0
アルジカルブ		0
アルドキシカルブ		0
イサゾホス	0	0
イソキサフルトール		0
イソプロカルブ	0	0
イソプロチオラン	Ō	Ō
イプロバリカルブ		0
イプロベンホス	0	0
イマザリル		
	_	0
イミダクロプリド	_	0
インダノファン	_	0
インドキサカルブ		0
ウニコナゾールP	0	0
エスプロカルブ	0	0
エタルフルラリン	0	0
エチオン	0	0
エディフェンホス	0	0
エトフェンプロックス	0	0
エトプロホス	0	Ö
エトリムホス	Ö	0
エンドリン	Ö	Ö
<u>ーン・/ン</u> オキサジアゾン	0	0
オキサジキシル	0	0
オキサジクロメホン		0
オキサミル	_	0
オキシフルオルフェン	0	0
オリザリン		0
カズサホス	0	0
カフェンストロール	0	0
カルバリル		00
カルフェントラゾンエチル	0	0
カルプロパミド		0
カルボキシン	0	0
キナルホス	0	0
キノキシフェン	0	0
キントゼン	0	0
クミルロン		0
クレソキシムメチル	0	0
クロキントセットメキシル		Ö
クロチアニジン		Ö
クロマゾン	0	0
クロマフェノジド		0
) — 1 / / /	+	$\overline{}$
クロメプロップ		0
クロリダゾン	+ -	0
クロルピリホス	0	0
クロルピリホスメチル	0	0
クロルフェナピル	0	0
クロルフェンソン	0	0
クロルフェンビンホス ※3	0	0
クロルプロファム	0	0
クロルベンシド	0	0
クロルベンジレート	0	0
クロロクスロン		Ö
シアゾファミド		Ö
シアナジン	0	Ö
シアノホス	0	0
ジウロン	+	0
	0	
ジエトフェンカルブ ジクロフェンチオン	$\stackrel{\sim}{\sim}$	0
	0	0
ジカロナー・・プリエリ		0 0
ジクロホップメチル	_	0
ジクロホップメチル シハロトリン	0	-
ジクロホップメチル シハロトリン シハロホップブチル	0	0
ジクロホップメチル シハロトリン シハロホップブチル ジフェナミド	0 0	0
ジクロホップメチル シハロトリン シハロホップブチル ジフェナミド	0 0	0
ジクロホップメチル シハロトリン	0	
ジクロホップメチル シハロトリン シハロホップブチル シフェナミド シフェナミド シフルトリン ジフルトリン ジフルフェエニカン	0 0	0
ジクロホップメチル シハロドリン シハロホップブチル シハロホップブチル ジフェナミド シフルトリン ジフルトリン ジフルフェエニカン シフルフェナミド	0 0	0 0 0
ジクロホップメチル シハロトリン シハロホップブチル ジフェナミド シフルトリン	0 0	000
ジクロホップメチル シハロトリン シハロホップブチル ジフェナミド シフルトリン ジフルトリン ジフルフェエニカン シフルフェナミド ジフルペンズロン シブロコナゾール	0 0 0 0	0 0 0 0
ジクロホップメチル シハロトリン シハロホップブチル シハロホップブチル シフェナミド シフルトリン ジフルフェエニカン シフルフェナミド シフルアンズロン シブロコナゾール シブロジニル	0 0 0 0	0 0 0 0 0
ジクロホップメチル シハロトリン シハロホップブチル ジフェナミド シフルトリン ジフルトリン ジフルフェエニカン シフルフェナミド ジフルペンズロン シブロコナゾール	0 0 0 0	0 0 0 0

콘	169	239
	項目	項目
ジメタメトリン	0	0
ジメチリモール		Ö
ジメチルビンホス ※3	0	0
ジメテナミド	0	0
ジ사エート	0	0
ジメトモルフ シメトリン		0
ジメピペレート	0 0	0
シラフルオフェン		0
スピノサド		Ö
ダイアジノン	0	0
ダイアレート		0
ダイムロン		0
チアクロプリド チアベンダゾール		0
チアメトキサム		0
チオベンカルブ	0	
チオメトン	0	0
チフルザミド	0	
ディルドリン ※4	0	0
テクナゼン テトラクロルビンホス	0	0
テトラコナゾール	0	0
テトラジホン	0	0
テトラジホン テニルクロール	0	0
テブコナゾール	0	0
テブチウロン	1	0
テブフェノジド	_	0
テブフェンピラド	0	0
テフルトリン テフルベンズロン	0	0
テルブトリン	0	0
テルブホス	Ö	Ö
トリアジメホン	0	0
トリアゾホス	0	0
トリアレート	0	0
トリデモルフ		0
トリブホス トリフルムロン	0	0
トリフルラリン	0	0
トルクロホスメチル	0	Ö
ナプロアニリド		0
ナプロパミド	0	0
ニトロタールイソプロピル	0	0
ノバルロン ノルフルラゾン	0	0
パクロブトラゾール	0	0
ハルフェンフロックス	Ö	
ピコリナフェン	0	0
ビテルタノール	0	0
ビフェノックス	0	0
<u>ビフェントリン</u> ピペロホス	0	0
ピラクロストロビン		0
	0	Ö
<u>ピラクロホス</u> ピラゾホス	0	0
ピラフルフェンエチル	0	0
ピリダフェンチオン	0	0
ピリダベン ピリブチカルブ	0	0
ピリプロキシフェン	0	0
ピリミカーブ	╅	0
ピリミノバックメチル ※3	0	Ö
ピリミホスメチル	0	0
ピリメタニル	0	0
ピロキロン	0	0
ビンクロゾリン フィプロニル	0	0
フェナミホス	0	0
フェナリモル	Ö	Ö
フェニトロチオン	0	0
フェノキシカルブ		0
フェノチオカルブ	0	0
フェノフカルフ	+	0
フェリムソン フェンアミドン	1	0
フェンスルホチオン	0	0
フェンチオン	0	0
フェントエート フェンバレレート フェンピロキシメート	Ö	0
フェンバレレート	0	0
フェンピロキシメート	1	0
ノエンノロハトリン	0	0
フェンプロピモルフ フェンメディファム	0	0
フサライド	0	0

	100	000
	169	239
	項目	項目
ブタクロール	0	0
ブタフェナシル	_	0
ブタミホス	0	0
ブピリメート ブプロフェジン	0	0
フフロフエンン	0	0
フラムプロップメチル	0	0
フルアクリピリム	0	0
フルキンコナゾール	0	0
フルジオキソニル	0	0
フルシトリネート フルトラニル	0	0
フルバリネート	0	0
フルフェナセット	0	
フルフェノクスロン		0
フルミオキサジン	0	0
フルリドン		0
プレチラクロール	0	0
プロシミドン	0	0
プロチオホス	00	0
プロパキザホップ		00
プロパクロール	0	0
プロパジン	0	0
プロパラン	0	0
プロパホス	0	0
プロピコナゾール	0	0
プロピザミド	0	0
プロヒドロジャスモン	0	0
プロフェノホス	0	0
ブロマシル	0	0
プロメトリン	0	0
ブロモブチド	00	0
ブロモプロピレート	0	0
ブロモホス	0	0
ヘキサコナゾール	Ö	0 0
ヘキサジノン	0	0
ヘキサフルムロン		0
ヘキシチアゾクス		0
ベナラキシル	0	0
ベノキサコール	0	Ö
ヘプタクロル	0	0
ペルメトリン	0	0
ペンコナゾール	0	0
ペンシクロン		Ö
ベンダイオカルブ		0
ペンディメタリン	0	0
ペントキサゾン		Ö
ベンフルラリン	0	Ö
ベンフレセート	Ö	Ö
ホサロン	0	0
ボスカリド	-	Ö
ホスメット	0	Ö
ホレート	Ö	0
マラチオン	Ö	Ö
ミクロブタニル	0	0
メタベンズチアズロン	-	Ö
メチダチオン	0	0
外キシクロール	Ö	Ö
メトキシフェノジド	-	Ö
メトラクロール	0	0
メビンホス	0	0
メフェナセット	0	0
メフエンピルジエチル	Ö	Ö
メプロニル	Ö	Ö
モノリニュロン	-	Ö
ラクトフェン		Ö
リニュロン		Ö
ルフェヌロン		Ö
レス外リン	0	Ö
レナシル	Ö	Ö

%1 α -BHC、 β -BHC、 δ -BHC、 γ -BHCの総和 %2 DDD及びDDEを含む %3 (E)体、(Z)体の和 %4 アルドリンを含む

令和5年3月末現在

【表18-2】検出された農薬一覧

農薬名	検出作物名	検出値 (ppm)	検出作物に おける基準値 (ppm)
アゾキスルトロビン	セロリ	0.02	30
カズサホス	ごぼう	0.03	0.3
↓ 1 ↓ →	しゅんぎく	0.02	0.05
キナルホス	ぶんたん	0.01	0.8
	にら	7.6	25
	ぶんたん	0.14	10
クレソキシムメチル	セロリ	0.87	15
	なす	0.03	3
	キウイ	0.03	1
	ラ・フランス	0.05	5
カロエマーバン	にら	0.01	15
クロチアニジン	なす	0.09	1
クロルピリホス	ŧ ŧ	0.2	1
	みかん	0.05	1
	なす	0.03	1
クロルフェナピル	きゅうり	0.02	0.5
	小松菜	0.1	5
シアゾファミド	れんこん	0.02	10
シハロトリン	りんご	0.02	0.4
シフルトリン	ぶどう	0.01	2
	青ねぎ	0.05	4
	みずな	0.36	6
シペルメトリン	りんご	0.03	2
	ラ・フランス	0.01	2
	りんご	0.02	2
チアクロプリド	みかん	0.01	2
ナナクロノリト 	ラ・フランス	0.01	2
	ŧŧ	0.08	2
ナノコアソール	ぶどう	0.06	10
テフルベンズロン	いちご	0.06	1
テノルヘンスロン	トマト	0.04	2
ピニカロフしロビン	りんご	0.02	1
ピラクロストロビン	グレープフルーツ	0.02	2
フェン・レナー	ほうれんそう	0.01	0.1
フェントエート	はっさく	0.07	5
フェンプロパトリン	大将季	0.01	5

農薬名	検出作物名	検出値 (ppm)	検出作物に おける基準値 (ppm)
	ぶんたん	0.01	3
ブプロフェジン	なす	0.09	1
	キウイ	0.23	15
	ぶどう	0.02	5
コルジナナハール	はくさい	0.03	15
フルジオキソニル	にら	0.04	9
	トマト	0.02	5
フルバリネート	グレープフルーツ	0.04	2
7.1.7. / 5.7.5.	れんこん	0.02	10
フルフェノクスロン	にら	0.21	3
	メロン	0.02	2
プロシミドン	さといも	0.02	0.5
	キャベツ	0.02	0.5
プロチオホス	にら	0.13	0.2
	青ねぎ	0.01	2
	しゅんぎく	0.02	3
.° 11 ./1 11S	ピーマン	0.08	4
ペルメトリン	すもも	0.3	2
	小松菜	0.02	20
	キウイ	0.03	10
	にんじん	0.01	2
_1° → _1,1,1°	にんじん	0.02	2
ボスカリド	りんご	0.06	2
	トマト	0.11	5
J エ ゲ エ 土 ヽ .	伊予柑	0.03	5
メチダチオン	大将季	0.14	5
メトキシフェノシド	グレープフルーツ	0.04	3
リニュロン	にんじん	0.02	1

【表19】果実類の防ばい剤検査結果

	4	検査結果				
品名	生産地または 出荷地		検出防ばい剤			
	141 M	防ばい剤	検出値(g/kg)	基準(g/kg)		
- °	+	イマザリル	0.0016	0.0050以下	4.0	
グレープフルーツ	南アフリカ	ピリメタニル	0.0015	0.010以下	10	
レモン	チリ	アゾキシストロビン	0.0013	0.01以下		
		イマザリル	0.0010	0.0050以下	10	
		フルジオキソニル	0.0027	0.010以下		
	. -1 -11-	イマザリル	0.0010	0.0050以下		
オレンジ		チアベンダゾール	0.001	0.010以下	11	
7000	オーストラリア	フルジオキソニル	0.00094	0.010以下		
		ピリメタニル	0.0013	0.010以下		
バナナ	フィリピン	検出なし	_	_	11	

[※]検査項目はイマザリル、オルトフェニルフェノール及び同ナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾール、フルジオキソニル、ピリメタニル、プロピコナゾール。レモンについては健康科学研究所においてアゾキシストロビンを追加で検査しています。

※本検査法における定量下限一覧 (単位はg/kg)

防ばい剤名	イマザリル	オルトフェニルフェノール 及び同ナトリウム	ジフェニル	チアベンダゾール	フルジオキソニル・ピリメタニル プロピコナゾール・アゾキシストロビン
定量下限	0.0002	0.001	0.002	バナナ: 0.0004 柑橘類: 0.001	0.00001

[参考] 防ばい剤の使用基準 (単位は g/kg)

	イマザリル	オルトフェニルフェノール	ジフェニル	チアベンダゾール	フルジオキソニル ピリメタニル アゾキシストロビン	プロピコナゾール
バナナ(全体)	0.0020以下	-	-	0.0030以下	-	-
バナナ(果肉)	-	-	-	0.0004以下	-	-
グレープフルーツ						
レモン	0.0050以下	0.010以下	0.070未満	0.010以下	0.010以下	0.008以下
みかんを除く かんきつ類						
みかん	-	0.010以下	0.070未満	0.010以下	=	-

【表20】「食品衛生の日」実施結果

	実於	 色日	監	視対象施設	数
	本場	東部	本場	東部	合計
第1回	4月7日	4月8日	48	34	82
第2回	6月16日	6月23日	48	33	81
第3回	10月6日	10月7日	48	33	81
第4回	12月15日	12月9日	48	33	81
第5回	2月17日	2月16日	48	33	81